

大更コミセン前に
西根総合支所を移転

西根地区市民センターに仮移転していた西根総合支所を大更コミセン前に移転します。

■移転日 4月30日(火)

■移転先 八幡平市大更第25地割56番地1(旧新岩手農業協同組合西根支所)

※移転に伴う総合支所(☎76・2111)、西根地区市民センター(☎78・8201)の電話番号に変更はありません。

■問い合わせ先 西根総合支所(☎76・2111)

木造住宅の新築・増改築費用に助成をします

市は市民の居住環境の向上と、住宅関連産業の振興による地域経済の活性化、定住促進を図るため、木造住宅の新築・増改築工事に助成をします。申請は必ず工事着手前にしてください。

■対象住宅

▼市内に居住する目的で新築する木造住宅または所有かつ居住している住宅で増改築す

る木造住宅 ※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外

▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅

■対象工事

▼新築または建築確認申請が必要な増改築で、対象工事に要する経費が100万円以上の工事

■対象者の条件

▼助成金の交付請求時に対象住宅を所有し、居住している

■助成金額

市内の業者に発注した場合は下表のとおり(市外業者に発注した場合の助成額は半額)

■申請期限 12月20日(金)



詳細はこちら

■問い合わせ先 建設課建築係(☎・内線1306)

表_木造住宅新築・増改築工事助成額

対象経費	助成額
2,000万円以上	50万円
1,000万円以上2,000万円未満	40万円
500万円以上1,000万円未満	30万円
100万円以上500万円未満	20万円

※対象とならない経費もありますので、担当課に問い合わせてください。

市営住宅の入居者を
随時募集しています

市は下表に示す市営住宅の入居者を随時募集しています。希望する人は必要書類をそろえ、申し込んでください。先着順に書類審査を行い、空きがなくなり次第、募集を終了します。



詳細はこちら

■家賃・敷金

▼家賃 八幡平市市営住宅条例に基づき、入居者決定世帯の収入により決定

表_入居者を募集する市営住宅(全て風呂付き)

住宅名	場所	建設年度	間取り	単身(※2)
柏台第一住宅	柏台	S60~H1	2LDK	○
曲田住宅	安代	H1	2LK	○
湯沢住宅	松尾	H8	2LDK	×
湯沢住宅(※1)	松尾	H7、8	2LDK	×
コミュニティ住宅4号棟	柏台	S62	2LDK	○

※1=中堅所得者向け ※2=単身入居の可否

▼敷金 入居時家賃の3ヵ月分

■申込書の配布場所 建設課

■注意事項 市営住宅では近隣や他者への迷惑となる恐れがあることから、動物(ペット)の飼育は認められません。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員は入居できません。

■問い合わせ先 建設課建築係(☎・内線1303)

公正な選挙見届ける
投票立会人を募集中

市選挙管理委員会は各種選挙における投票所の立会人を随時募集しています。※高校生は、学校の許可などが必要な場合があります。学校の規則などに従って応募してください。

■応募資格

投票日現在、選挙権を有する人(18歳以上の)

■報酬

1日当たり1万900円(期日前投票は9600円)

■問い合わせ先 同委員会事務局(☎・内線1220)



詳細はこちら

県における発熱など・ワクチン副反応症状がある人の相談窓口

県民医療相談センター・いわて発熱等相談センター

▶平日日中(9時~16時)
県民医療相談センター(☎019-629-9620)

▶夜間(16時~翌日9時)・休日・年末年始
いわて発熱等相談センター(☎0570-059-333)

市が行っている医療費助成をお知らせします

市は医療費の負担を軽減するために、左記の要件を満たす人に対して医療費の全額または一部を助成する制度を実施しています。各制度の内容は問い合わせてください。

■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1076)



詳細はこちら

医療費助成事業	対象者	所得要件
子ども医療費助成	市内に住所を有する高校生世代までの人(他の医療費助成の受給者を除く、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	なし
妊産婦医療費助成	市内に住所を有する妊産婦の人	なし
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳A判定のいずれかの認定を受けている人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります
ひとり親家庭医療費助成	子を扶養している配偶者のない父または母とその子(他の医療費助成の受給者を除く、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります
中度障がい者医療費助成	身体障害者手帳3級、特別児童扶養手当2級、障害基礎年金2級のいずれかの認定を受けている人で高齢受給者証の交付を受けていない人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります
寡婦等医療費助成	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子(それに準ずる男子)であって、かつて配偶者のない女子(男子)として18歳未満の者を扶養していたことのある人で高齢受給者証の交付を受けていない人	所得が基準額を超える場合は該当しないことがあります

八幡平市市制20周年

記念ロゴマークデザイン決定

令和7年9月1日に迎える八幡平市市制20周年の記念ロゴマークを公募したところ、全国から276件の応募をいただきました。市制20周年記念事業プロジェクト・チームや市政モニターによる選考の結果、天野穂積さん(静岡県在住)の作品を最優秀賞に決定したのでお知らせします。

ロゴマークは、各種配布物や掲示物など20周年記念事業の展開の際に活用していく予定です。

■問い合わせ先 総務課行政係(☎・内線1231)

■制作者コメント



天野 穂積さん

市制20周年のロゴマークに採用いただき、ありがとうございます。記念事業をはじめ、看板、ポスターなどさまざまな場面で活用していただければ幸いです。20周年を節目に、八幡平市のさらなる発展を祈っています。

市内からは、竹田優来さん(西根中当時2年)の作品が優秀賞に選ばれました。



竹田 優来さん



八幡平市市制20周年

濃淡グリーンは八幡平、安比高原がひろがる大自然に恵まれた農(みのり)と輝(ひかり)の大地を表し、背景に岩手山を配し品質、生産量日本一の市の花リンドウと合わせ、市制20周年を表現しました。